

# 社会保険の扶養に入ることを検討しませんか？

**答**

花子さんの場合、「**健康保険で扶養できる3つの条件**」を満たしているので、一郎さんの健康保険に被扶養者として加入することができます。花子さんの加入によって、一郎さんの健康保険料が高くなることはありません。

ただし40歳から64歳の家族扶養にした場合は、介護保険料を徴収されることがあります。

**問**

私は（朝倉花子・68歳・年収90万円）は、国民健康保険に加入しています。会社勤めをしている長男（一郎）夫婦とは別居していますが、長男の仕送りと年金で生計をたてています。私は長男の健康保険の扶養に入ることはできますか？

しかし、保険税（料）は、国民健康保険が0歳から74歳まで一律に課税されるのに対し、社会保険の被扶養者になると、原則かかりません。

次の花子さんの例を参考に、自身も社会保険の扶養に入れいかを検討してみましょう。

病院や薬局等では、保険証を提示して医療費の1割～3割を自己負担しています。これは、どの健康保険に入つても変わりません。

原則かかりません。

**【条件1】** 花子さんが一郎さんの直系尊属であるか、または三親等内の親族で同居をしていること

花子さんは一郎さんの一親等の親族で直系尊属にあたるので、同居していないことも扶養される範囲に入ります。

◎下図「被扶養者の範囲図」参考。

**【条件2】** 花子さんの年収が130万円未満であること

花子さんの年収は90万円なので条件を満たします。60歳以上または障害年金受給者の年収の基準は、180万円未満となります。

**【条件3】** 花子さんの生計が主に一郎さんによって維持されていること

花子さんは一郎さんの仕送りで生計をたてているということなので、この条件を満たします。

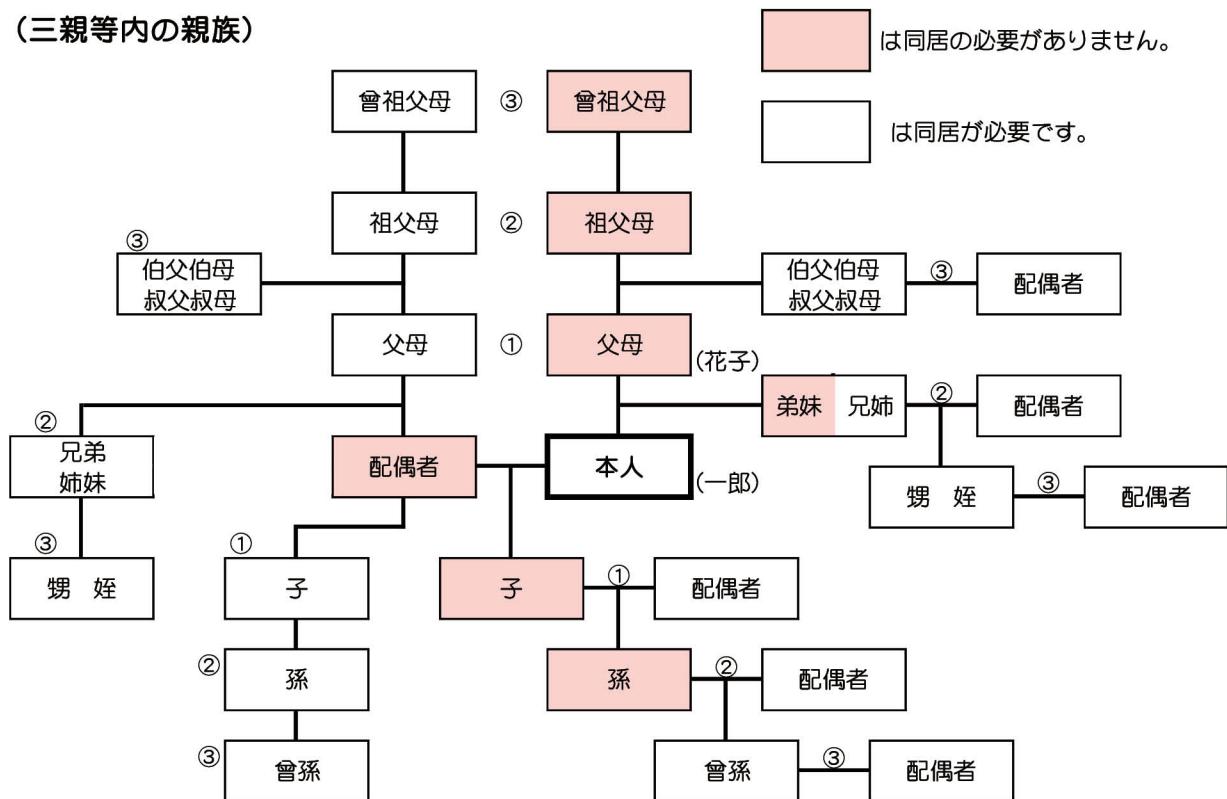
◆扶養の手続きは

被扶養者となるには、これから加入する健康保険組合等に届け出が必要です。被扶養者になれる条件、および必要な添付書類は保険者によつて異なるので、加入する健康保険組合等にお尋ねください。加入した後は、国民健康保険を喪失する手続きをしましょう。

◎75歳以上の「後期高齢者医療制度」の被保険者は、社会保険の扶養には入れません。また、失業給付を受けている人も扶養に入れないことがあります。

## ●被扶養者の範囲図●

(三親等内の親族)



※全国健康保険協会の認定基準です。